未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 新旧対照表

2022 年 4 月 1 日から成年年齢が「20 歳」から「18 歳」に変更になりました。

つきましては、約款・規定集の『未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款』を一部改定いたしますので新旧 対照表をご確認ください。

記

(下線部変更箇所)

第5節 代理人による取引の届出

第21条(代理人による取引の届出)

(1)~(2) 現行どおり

- (3) お客さまの法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客さまが成年に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。
- (4) 現行どおり
- (5) お客さまの法定代理人以外の代理人が未成年者口座および課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客さまが<u>成年</u>に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

附則

成年年齢にかかる令和元年<u>度</u>税制改正に伴い、<u>2022 年 4 月</u> 1 日より、本文中の「19 歳」を「17 歳」に読み替えます。 また、2023 年 1 月 1 日より、本文中の「20 歳」を「18 歳」に読み替えます。2023 年 1 月 1 日時点で 19 歳、20 歳 である者は同日に 18 歳を迎えたものとみなします。 第5節 代理人による取引の届出 第21条(代理人による取引の届出)

(1)~(2) 省略

(3) お客さまの法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客さまが20歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

旧

- (4) 省略
- (5) お客さまの法定代理人以外の代理人が未成年者口座および課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客さまが20歳に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

附則

成年年齢にかかる令和元年税制改正に伴い、2023 年 1 月 1 日より、本文中の「20 歳」を「18 歳」に、「19 歳」を「17 歳」に読み替えます。 その場合、2023 年 1 月 1 日時点で 19 歳、20 歳である者は同日に 18 歳を迎えたものとみなされます。